

|      |           |
|------|-----------|
| 部局名  | 政策企画部     |
| 担当課名 | 人権室(同和企画) |
| 担当者名 | 松井        |
| 内線   | 内線 2394   |

【事務事業、出資法人、公の施設】

| 項目名    | (財)大阪府人権協会補助金  |
|--------|--|
| 部局の考え方 | <p><b>1 府の人権施策について</b></p> <p>◆人権施策の推進は、「世界人権宣言」及び「日本国憲法」における人権尊重の理念に基づき、進められてきたものである。さらに、府においては、H10年制定の「府人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権施策を積極的に推進することを府の責務として、H13年に条例に基づく「府人権施策推進基本方針」を策定し、次の基本方向により人権施策を推進している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt;H13年基本方針&gt;人権施策の基本方向</p> <p>1 「人権意識の高揚を図るための施策」<br/>人権教育(啓発)の推進、人権教育に取り組む指導者の養成 等</p> <p>2 「人権擁護に資する施策」<br/>人権にかかわる総合的な相談窓口の整備や人権救済・保護システムの充実 等</p> </div> <p>◆H12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行。<br/>地方公共団体の責務として、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施しなければならないことが明記されている。</p> <p>◆H13年府同和对策審議会答申では、同和问题について、次のように指摘。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教育、労働の課題等が残されており、また、府民の差別意識の解消が十分に進んでおらず、部落差別事象も跡を絶たない状況であることなど、同和问题は解決されたとはいえない。</li> <li>●今後の同和问题解決のための取組みは、同和地区、同和地区出身者に対象を限定せず、的確に行政ニーズを把握し、一般施策として取り組んでいくことが適切。</li> </ul> </div> <p>&lt;同和问题の現状&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●同和地区に対してマイナスイメージをもつ人が今も一定の割合で存在。</li> <li>●調査業者や行政書士等による戸籍謄本等の不正入手事件(差別身元調査につながる恐れのある事案)の発生。</li> <li>●同和地区への忌避意識の存在(校区に同和地区があるかどうかの問合せなど)</li> <li>●インターネット上の差別事象など、新たな問題が発生。</li> </ul> <p>◆府は、H13年府同対審答申を踏まえ、特別措置としての同和对策事業は13年度末ですべて廃止し、14年度からは、同答申で示された課題に対しては一般施策で対応している。</p> <p>現在、府は、こうした基本方針、答申等の基本的な考え方を踏まえ、市町村との役割分担と連携のもとで人権施策を推進している。</p> <p><b>&lt;参考&gt; 府と市町村との役割分担について</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt;H13年府人権施策推進基本方針&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●府の人権施策を効果的に推進するためには、府民に最も身近な市町村が実施する諸施策との連携が不可欠であり、府と市町村の連携をより強化。</li> <li>●市町村単位では実施困難な事業や市町村の施策を支援する事業などについては、府が積極的推進する。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt;H13年府同和对策審議会答申&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●府は、市町村と密接に連携・協力し、ノウハウを有する当事者が参画した関係機関やNPO等の様々な活動が円滑に推進されるようネットワークの構築を支援するなど、広域的・総合的な立場から地域の取組みを促進するための条件整備を行うことが、同和问题をはじめとする人権施策の効果的・効率的な推進につながる。</li> <li>●府は、市町村と密接に連携を図りながら、さまざまな相談窓口による身近で当事者の立場に立った人権相談を通じて行政ニーズの的確な把握に努めることにより、課題解決のために真に必要な施策を見極め、これを有効、適切かつ効率的に推進することが必要。</li> </ul> </div> |

## 2 府が取り組む人権施策の見直しの考え方

- ◆一昨年、自治体での事件により失われた府民の信頼を取り戻すとともに、今日的な視点から検証を行うために出された H20 年府同和問題解決推進審議会提言は、次のように指摘。

- 1 今日的な同和問題
  - 現在においても、H13 年答申で示された同和地区の課題について、なお同様の状況が続いているとみることができる。
- 2 同和問題解決に向けた取組みの点検
  - 平成 13 年府答申を踏まえ、一般施策による同和問題に向けた取組みをはじめて 5 年が経過。
  - 府は、現在実施している施策の必要性等について、引き続き、府民へのわかりやすい説明に努めるとともに、施策の点検を行い、府民の信頼と理解のもとで、同和問題解決に向けた実効ある取組みを推進していくことが必要。
- 3 今後の取組みに向けた提案
  - 府は、コミュニティづくりや協働の取組みを促進するための条件整備に努めるべき。コミュニティづくりには、関係機関等と連携し、他のモデルとなる意欲ある取組みを支援することや、先進事例についての情報の収集・発信を行なうことが重要。
  - 困難を抱える人が問題解決のための手立てを主体的に選択できるよう支援する等、相談が有する重要な役割が十分に発揮されるよう、府内の相談に関する基盤整備を推進していくことが必要。 など

- ◆ H20 年府同推審提言で示された趣旨や府財政非常事態宣言が出された状況等を踏まえ、人権施策の見直しを行う。

### 見直しの対象とする項目

- 1 市町村との適切な役割分担の観点から事業を見直し  
人権相談推進事業等の再構築
- 2 費用対効果の観点から事業を見直し  
出資法人（ヒューライツ等）への公的関与  
人権関係定期刊行物購読数の大幅見直し（実施済）  
職員派遣研修の大幅見直し
- 3 出資法人見直しの基準に準じて法人を活用するメリットを精査  
人権協会事業の再構築
- 4 事業の一般施策化が、府民の理解を得られるものとなっているか点検  
精査中

## 3 人権協会事業の再構築について

### （財）大阪府人権協会の位置づけ

- ◆協会については、H13 年府同対審答申において、次のように位置づけられた。
  - 府同促については、これまで、同和地区の実態等を的確に把握し、必要な調整等を行うとともに、同和問題を中心とした人権啓発、人権相談など人権問題に取り組んできた貴重な実績とノウハウを踏まえ、府と市町村が、同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策を推進していくための協力機関として位置づけるべき。

- ◆それに伴い、府と市町村が共同して、H14 年 4 月にそれにふさわしい現在の名称、組織体制、事業内容等を抜本的に見直し、再構築した。

<見直し内容（例）>

- 寄附行為の目的等を改正。

#### 第 3 条【目的】

府及び市町村における同和問題解決のための施策をはじめ人権施策の推進に協力し、差別のないコミュニティの形成に寄与し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に資すること

- 理事構成を様々な人権課題に取り組む体制へと一新。
- 同和地区・同和地区住民に限定した特別措置としての同和对策事業を促進する事業は終了。これに伴い、関係地区代表者 104 名などで構成していた協議員会を廃止

- ・事業内容を府と市町村の人権施策を推進していくための協力機関にふさわしい事業へと再構築。あらたに、同和問題に限らず様々な人権課題に対応できるよう評議員会を新設。

#### <協会が実施している主な事業>

これまで培ってきた豊かな経験や民間団体等とのネットワークを活かして、次のような事業を実施。

- 1 様々な課題を有する人々の自立・自己実現を図るための相談・支援（人権相談事業、人権相談員養成講座、人権侵害事例収集・提供 など）
- 2 それらの蓄積を活用した人権意識の高揚を図るための人材育成・啓発（人権啓発教材整備、ファシリテーター人材養成 など）
- 3 地域住民の交流の促進のための事業（地域啓発交流支援事業 など）

#### 再構築の考え方

- ◆ P T 試案において、人権協会補助金については、「人権施策のあり方・実施方法について、全面的に見直す」と示されている。部としては、H14 年 4 月に府と市町村が、同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策を推進していくための協力機関として抜本的に見直したところであるが、見直しから既に 6 年が経過しており、さらに、H20 年府同推審提言により、協力機関にふさわしい役割を果たしているか、常に点検評価等を行う必要があるとされていること等から、再構築を行う。再構築にあたっては、協会を活用するメリットが明確な事業に絞り込み、事業の効率性についても徹底した精査を行なう。

#### <H20 年府同推審提言で求められている協会の役割>

- ・ 協会は、H13 年府同対審答申において、府と市町村が人権施策を推進していくための協力機関として位置づけられていることから、NPO や関係機関等との連携を一層強化し、それらの意欲ある取組みを活性化することが必要。
- ・ 協力機関にふさわしい役割を果たしているか等について常に点検評価等を行い、透明性の高い事業執行に努める必要がある。

#### <協会を活用するメリット>

- ・ 府と市町村が共同で事業展開できる受け皿となる唯一の機関であり、市町村の分担金も受けて、効率的な事業実施が可能。
- ・ 協会は、同和問題をはじめとした様々な人権課題と関わってきた貴重な経験とノウハウを有することから当事者の立場にたった相談や実態把握、事例収集等、それらの蓄積を活用した事業展開が可能。
- ・ これまで様々な取組みを通して構築してきた広域的なネットワークを活用した人権相談、啓発などの事業展開が可能。

#### 今回の協会事業見直しの方向

- 1 様々な課題を有する人々の自立・自己実現を図るための相談・支援に関わる事業については、市町村との役割分担等を踏まえ、再構築
- 2 人権意識の高揚を図るための人材育成、啓発に関わる事業については、府市共同事業や協会が有するノウハウや専門性、ネットワークが発揮されている事業に特化
- 3 地域住民の交流の促進のための事業については、H20 年府同推審提言を踏まえ、再構築